



星★町マルシェ

2026 年度 募集要項

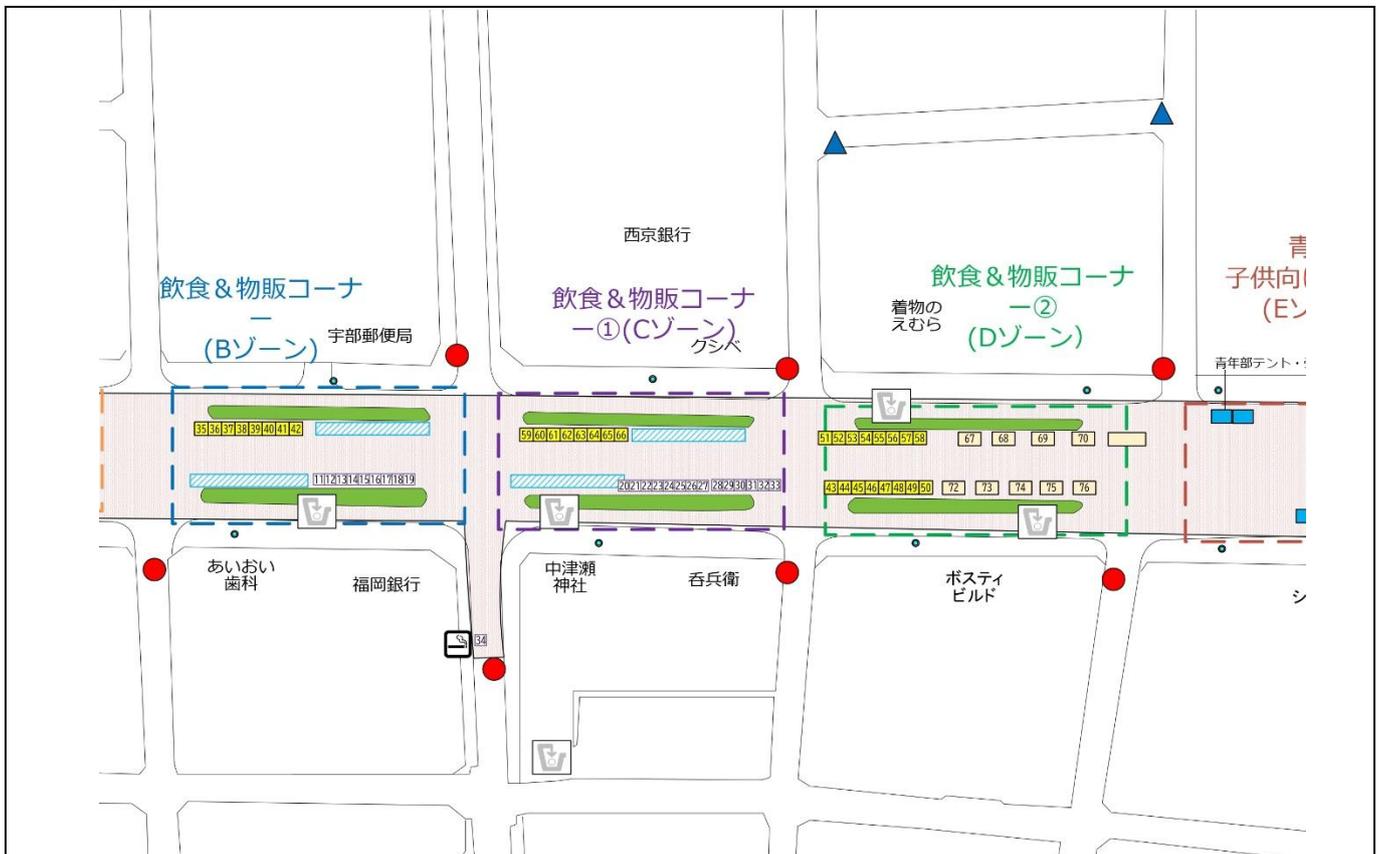
1. 開催趣旨

享和元年（西暦 1801 年）に現在の真綿川である「新川」の開削工事が無事に成功したことを縁起として、中津瀬神社が建立されました。新川市まつりは、同神社の春祭りに行われた農具市を起源として、「商いの祭り」として現在まで続いています。当イベントは、新川市まつりの中心的イベントとして、宇部市内の商人が提供する特色ある品物を集めたマルシェを開催し、新川市まつりの賑わい創出と来場者が一日楽しめる場所づくりを行います。

2. 開催内容

- 【主催】 宇部商工会議所 新川市まつり実行委員会
- 【開催日時】 令和8年5月5日（火・祝）10：00～16：30 ※雨天決行
- 【開催場所】 国道190号常盤通り（宇部市役所交差点から松山一丁目交差点まで） ※下記会場図で詳細をご確認ください。
- 【募集件数】 飲食型出店 30店舗程度 キッチンカー出店 20店舗程度 物販・体験型出店 30店舗程度
 <新規創業者の販路開拓を支援するための創業応援枠を設けます！！>
 特典：①出店料が半額になります。
 ②申込者多数で選考となる場合に優先的に選考いたします。
 要件：令和6年5月1日以降に創業された個人事業主であること
- 【申込期限】 令和8年3月31日（火）必着
- 【出店要件】 ①宇部市内の事業者であること ※宇部市外の事業者の場合は、宇部市内の事業者の紹介があること
 ②自ら生産・加工した商品を販売、または独創的なサービスを提供していること
 ③普段の営業実態が確認できること（実店舗がある、SNSで情報発信している等）
- 【当日スケジュール】
- | | | |
|----------------|-------------|------------------|
| | 8：00 | 交通規制開始 |
| ※変更となる場合があります。 | 8：00～8：30 | 主催者による会場設営 |
| | 8：30～10：00 | 出店者による商品等搬入・開店準備 |
| | 10：00～16：30 | 星★町マルシェ営業時間 |
| | 16：30～17：30 | 出店者による小間清掃作業・撤収 |
| | 18：00 | 交通規制解除 |

【会場周辺図】



3. 小間仕様・出店料

区分	小間スペース	出店料 (税込)	基本備品
飲食型	3.6m×3.6m ※2間×4間テントの半分を1小間とします。	22,000円	テーブル (1.8m×0.45m×0.7m) : 1本 パイプ椅子 : 2脚 コンパネ (90cm×180cm) : 2枚
キッチンカー	車の全長を参加申込書にご記入ください。	22,000円	なし。 ※必要な場合は追加備品をお申し込みください。
物販・体験型	3.0m×3.0m ※テントなし。ただし、小間の範囲内でテント持参可。	11,000円	テーブル (1.8m×0.45m×0.7m) : 1本 パイプ椅子 : 2脚
追加備品の貸出について	テーブル (1.8m×0.45m×0.7m) パイプ椅子 コンパネ (90cm×180cm) 消火器	1本当たり 1,500円 (税込) 1脚当たり 600円 (税込) 1枚当たり 500円 (税込) 1本当たり 1,000円 (税込)	

4. 提出書類

区分	提出書類	備考
全者共通	①星★町マルシェ出店申込書 ②通行禁止道路通行証申請書 ③開業届 (写し)	①は必須。 ②は、搬入・搬出の際に車両を使用する場合は、使用する車両台数分の申請書を提出すること。なお、キッチンカー出店は、搬入・搬出の際に使用する車両台数分も含めて申請書を提出すること。 ③は、創業応援枠に該当する場合に提出すること。
飲食型	④出店者及び提供品目等に関する内容 ⑤提供品目の原材料及び調理方法 ⑥開設予定施設平面図 ⑦食品衛生許可証 (写し)	①～③に加え、④～⑦が必須。
キッチンカー	⑦食品衛生許可証 (写し)	①～③に加え、⑦が必須。 ※キッチンカー出店は、営業店舗を有する事が出店要件です。 ※キッチンカー営業のみの方は、WEBサイト・SNSで都度営業情報の確認ができる事業者に限ります。

5. 申込みに関する注意事項

- お申し込みは、1社 (者・団体等) につき1小間とし、仲介や斡旋、出店権利譲渡目的のお申し込みはお断りいたします。
- 募集要項及び各種申請書は、宇部商工会議所HPからダウンロードできます。
- 提出書類に不備があり、締切期限までに不備が修正されない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- 申込者多数の場合は、主催者にて出店者を選考いたします。なお、選考理由については一切お答えいたしません。
- 小間の配置は、出店内容を考慮して主催者にて決定いたします。

6. 出品物についての注意事項

- 法令に抵触する商品やサービス、危険物、商標登録のあるブランド名の無断使用など顧客及び他の出店者とのトラブルや苦情のおそれのある商品等の出品や提供を禁止いたします。
- 遊休品やリサイクル品の販売、くじ引きなど射幸心を煽るものの出品や提供を禁止いたします。
- 出店申込書に記載された物以外の出品はできません。なお、飲食型出店、キッチンカー出店の場合は、宇部環境保健所の指導により「使用する食材・調理方法等」の変更をお願いする場合や禁止する場合があります。
- 酒類の販売をされる方で、缶ビール及び瓶ビールなどの容器を開封せずに容器ごと販売される方は、各自で宇部税務署にて「期限付酒類販売小売業免許」を必ず取得して下さい。
- 飲食型出店で提供できる品目は、「地域行事における食品の調理提供に関する衛生管理」リーフレットに定めがある11分類のうち2分類までです。1小間を区切ることで2分類を超える品目を提供することはできません。

7. 当日の営業について

- 当日の営業時間は10:00～16:30となります。営業時間内の撤収は禁止いたします。
- 18:00に交通規制が解除され一般車両が通行します。そのため、17:50までに必ず撤収して下さい。

- (3) 次に掲げる行為は禁止いたします。
 - ①音や光、また熱や煙、振動等を伴い、隣接小間に多大な迷惑のかかる販売・展示
 - ②規定小間外にはみ出しての販売・展示及び粗悪品の廉価販売
 - ③不適正な大幅値引き販売
- (4) 発電機の持ち込みは禁止です。電源については貸出のみとなります。
- (5) ガス、ガソリン、軽油、木炭、電気製品等、危険物の持ち込み・管理は法令に従い各自で責任を持って行ってください。
- (6) 主催者は、会場の保全・管理・秩序の維持、来場者の安全確保のため、または、これらに支障があると認められた販売・展示については、出店者に対して必要な対策を指示します。ご了解いただけない場合は、販売・展示を制限ないし中止することがあります。
- (7) 主催者は、会場の保全・管理・秩序の維持、来場者の安全確保のため、予告なく場内のレイアウト、小間割を変更することがあります。

8. 会場の環境保全について

- (1) 小間内で発生したゴミや搬入・搬出時に空容器等は、出店者の責任で必ず持ち帰って下さい。
- (2) 給水・排水については会場の指定場所で行って下さい。また、排水時の固形の汚物等はゴミとして出店者の責任で必ず持ち帰って下さい。
- (3) これらのゴミ等を持ち帰らずに放置した場合は、主催者はこれを任意に処分し、処分費用を出店者に請求いたします。また、不正な排水により会場の汚染や汚臭が発生した場合には、主催者にて清掃作業を行い、これに要した費用を出店者に請求いたします。

9. 搬入・搬出作業及び車両使用について

- (1) 当日は、道路を交通規制の上、会場を「歩行者天国」として開催いたします。宇部警察署の指導により規制開始時間前の搬入、規制終了時間後の搬出は禁止いたします。
- (2) 搬入・搬出作業で車両を使用される場合は、お申し込み時に「通行禁止道路通行許可申請書」を提出し使用車両台数分の「規制区域内通行許可証」を必ず取得して下さい。
- (3) 搬入・搬出作業は、荷物の積み下ろしを最優先にして、作業後は速やかに車両を会場外へ移動してください。
- (4) 1小間につき使用される車両1台に限り、主催者で駐車場を用意いたします。不足分は、出店者で駐車場の確保をお願いいたします。
- (5) 会場への車両乗り入れの際は、歩行者及び他の出店者等に配慮をお願いいたします。
- (6) 会場内及び会場周辺では、警備員・係員の指示に従って下さい。
- (7) 主催者は、危険防止のため予告なく会場への車両乗り入れを禁止することがあります。

10. 事故防止について

- (1) 出店者は、搬入・搬出作業、販売、展示、撤去等の際に、事故発生防止に努めて下さい。
- (2) 出店時の動力源にガス・ガソリン・軽油・木炭等の危険物を使用する場合は、粉末ABC消火器6型以上の消火器が必要です。用意できない場合は出店できません。ただし、有料で貸し出しています。(税込1,000円/本)。なお、当日は、宇部・山陽小野田消防局と合同で設置確認を行います。
- (3) 主催者が必要と認めるときは、出店者に対し事故発生防止のための処理を命じ、作業の制限もしくは中止を求める事があります。

11. その他

- (1) 出品物及び持参物の管理については、出店者各自が行って下さい。天災その他不可抗力の原因により発生した事故(盗難・紛失・火災・損傷等)については、主催者はその損害、賠償の責任を負いません。
- (2) 出品物の輸送、搬入・搬出、販売、展示、撤去等に係る費用は全て出店者の負担といたします。
- (3) 出店者の過失により会場の構造物、付帯設備、備品等に破損、汚損、紛失等の損害が生じた場合は、損害賠償責任を負うものといたします。
- (4) 主催者は、天災、その他不可抗力の原因により、当イベントの開催を中止することがあります。その場合、出店料お返しいたします。ただし、中止によって生じた損害は補償いたしません。
- (5) 締切期限後に出店をキャンセルした場合は、事由の如何を問わず出店料お返しいたしません。
- (6) 締切期限後に、事務局より請求書を送付いたします。請求書に記載の支払方法及び支払期日を遵守してお支払い下さい。なお、支払期日までにご入金確認できない場合は、会場図及び規制区域内通行許可証等を発行いたしません。
- (7) 実施に係る注意事項及び禁止事項は、本募集要項のとおりとなりますので、十分にご確認をお願いいたします。

申込締切期限：令和8年3月31日(火) 必着

12. お問い合わせ先

宇部商工会議所 新川市まつり実行委員会

〒755-8558 宇部市松山町一丁目16-18 TEL: 0836-31-0251 FAX: 0836-22-3355 Mail: info@ubecci.or.jp

※窓口及び電話でのお問い合わせは、平日9:00~17:30 となりますのでご注意ください。